



## 多久ふれあいタクシー Q&A

Q. 多久ふれあいタクシーはだれでも利用できますか？

A. 下記の行政区にお住まいの方（※1）で、利用登録をしている人はどなたでも利用できます。

対象行政区
天山、羽佐間（牛津川南地区）、仁位所、宝蔵寺
西山、井上、駄道、天ヶ瀬、平原、後野、瓦川内
岡、桐岡（西野）、西の原（梅野）、中野、石州分、しみず園
藤川内上、板屋上、八久保、船山、平古場、猪鹿、平野、吉の尾、倉持、白仁田
相の浦、申川内、原口、横柴折、旭町、新栄町 高木川内（西地区）、ケアハウス大地

※1 上記対象行政区のほか最寄のバス停まで相当距離のある方は利用登録の対象とします

Q. 利用登録の方法はどうすればいいですか？

A. 裏面の利用登録申請書を多久市役所総合政策課に提出してください。登録は無料です。登録が完了しましたら『利用登録証』を発行しますので、ご利用の際運転士に提示してください。

Q. 利用予約の方法はどうすればよいですか。

A. 利用する前日の17時まで（4便・5便・6便は当日の正午まで）に予約の電話をして、①登録番号、②お名前、③利用する日、便数④乗る場所、⑤降りる場所を伝えてください。（0952-75-2167）帰りも予約が必要ですので、一回の電話で行きと帰りの『同時予約』をおすすめします。

Q. 予約した後に利用を取り消したいときや、乗降場所が変わったときはどうすればいいですか？

A. すみやかに予約先「昭和自動車タクシー事業部（0952-75-2167）」に電話してください。